

# 介護保険制度について

介護保険制度について、利用されている方やその家族の皆さんはある程度ご存じかもしれません。しかし、その複雑な制度を広く理解していただくことは難しい部分があります。そこで、今後利用しようと思っている人や制度全般に興味のある方、また広く村民の皆さんへ制度の内容を知っていただくために今回より、その内容を紹介いたします（先般、村民の方から介護保険制度に対する問い合わせがありました。良い機会と考え掲載します。）

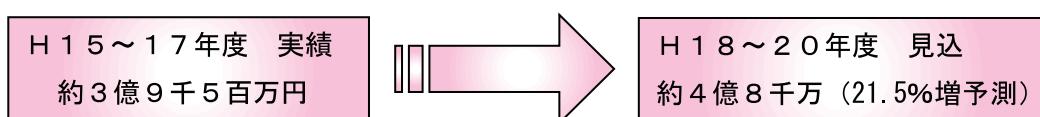


## ？ まずは、介護保険料について

### ①保険料の改定等

- 介護保険では、65才以上の高齢者の方の保険料を3年に一度改定することとなっています。
- 改定については、国から示された方式により、H18～20年度までの3ヶ年に提供される介護サービスの費用の見込に基づき、保険給付に要する費用の19%を西粟倉村にお住まいの65才以上の方の人数で割った額を基準額として決定しています。  
(40才～64才までのは、社会保険料等に上乗せされています)
- H15～17年度の基準額2,649円（月額）に対して、H18～20年度の基準額は、3,500円（月額 県内最低）となっています。
- H12年度にスタートした介護保険制度は、その制度の定着や高齢者数の急激な増加とともに介護給付費（介護サービスを受けるために必要な費用）も増大の一途をたどっており、西粟倉村においても介護給付費は年々増加しています。
- 現在、介護給付費の増大に対応すべく介護状態になることを予防するためリハビリ、栄養改善等介護予防事業や健康づくり事業に取り組むことで抑制に努力をしています。
- 介護給付費に対する負担割合  
施設給付費 国20% 県17.5% 村12.5% 保険料50%(40才～64才 31% 65才以上 19%)  
居宅給付費 国25% 県12.5% 村12.5% 保険料50%(40才～64才 31% 65才以上 19%)

### ②介護給付費の見込（介護保険制度では、3年を1期と考え、3年間の給付費見込に対して保険料が決定されます）



### ③H18～20年度の保険料の額（月額）

軽減される場合			基準額	割増の場合	
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が村民税非課税の方	世帯全員が村民税非課税の方で、本人の年金収入が80万円以下の方	世帯全員が村民税非課税で、第1、第2段階に該当しない方	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本人は村民税非課税	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方
基準額×0.5	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×1.0	基準額×1.25	基準額×1.5
改定後保険料額	1,750円	1,750円	3,500円	4,375円	5,250円
改定前保険料額	1,325円	1,986円	2,649円	3,310円	3,972円
引上額（月額）	425円	425円	851円	1,065円	1,278円

※なお、平成17年度の地方税法改正により、保険料が大幅に上昇する人が生じることから、保険料の急激な負担増を緩和する措置を講じています。

※ 次号では、制度内容や実際の利用について、詳細にお伝えする予定です。

## 建物の新築・増築

### 取壊しの際は

必ず届出を!



建物を新築、建て増しされた時は、県民税の不動産取得税と、固定資産税を課税するため家屋の調査を行います。調査の対象となる建物は、構造、面積の大小にかかわらず、次の条件を満たすものになります。

#### ① 外気分断性

屋根、周壁があつて外気との分断性を備えた構造になつてゐる。

#### ② 土地定着性

基礎があり、土地に定着して簡単に移動できない。

#### ③ 用途性

居住用、作業用、貯蔵用等、家屋の用途を満たしている。

主に次のような建物が対象となります。

- 住宅、アパート
- 店舗、事務所、工場用建物
- 農機具庫、車庫、倉庫
- 簡易な物置、土蔵
- 園芸・農耕用の温床施設等  
(ビニールハウスは除きます)

【準備していただく書類等】  
① 建築工事の図面  
(図面があれば調査時間が短縮でれます)

② 工事見積書・領収書等  
(建築費・設備費等が確認できるもの)

①、②の書類がない場合は、調査当日に建築工事の内容等を直接お聞きましたのでよろしくお願いいたします。

## ■建物の滅失届について

減失届の提出がないと固定資産税がかかり続け

建物を新築、建て増し等のためや、老朽化等で建物を一部又は、全部取り壊した時は、必ず滅失の届けを提出してください。

『家屋の滅失届出書』は、役場総務企画課にあります。届出がない場合は、課税対象として台帳から削除できず残ることになります。

※不動産取得税は、建物が完成してから六十日以内に津山市の岡山県美作県民局へ申告しなければならない場合があります。申告がられない場合があります。

平成十九年中の家屋滅失届書の受付期限は、平成十九年十二月二十七日です。

#### ■ 注意 ■

平成十九年中に完成する新築・増築建物や、近年建てられてから家屋調査がお済みでない建物がございましたら、役場総務企画課まで御連絡をお願いいたします。(役場の方から文書で建築状況のお問い合わせをさせていただくこともあります)。

御連絡を頂きましたら、家屋調査の日程について、御相談の上で調整させていただき、役場職員が調査にお伺いいたします。その際は、お立会いの上、建物に立ち入らせて頂き、面積、内外装仕上げの計測等の作業を行うことになります。作業時間は、建物の大きさや形によつて変わりますが、一時程度掛かりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】  
役場総務企画課税務係  
TEL (0868)・79・2111  
岡山県美作県民局  
税務部不動産取得税課

## ☆ 不動産取得税について

岡山県美作県民局

税務部不動産取得税課

TEL (0868)・23・1273  
〒708-8506  
津山市山下53

細書』で御確認ください。御不明な点がございましたら職員が現地の確認にお伺いいたしますので、お気軽に御連絡ください。